

(別 紙)

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書</p> <p>保存義務者（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「法」という。）第2条第4号（定義）に規定する保存義務者をいう。以下同じ。）が法第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用を受けようとする場合に<u>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則</u>（以下「規則」という。）第5条第1項の規定に基づき所轄税務署長等に提出する届出書の様式は、第1号様式「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」とする。</p> <p>(2) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書</p> <p>保存義務者が、法第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用をやめようとする場合に<u>規則第5条第2項の規定に基づき所轄税務署長等に提出する届出書又は所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧法」という。）第4条若しくは第5条の承認を受けている国税関係帳簿書類について、電磁的記録等による保存等をやめようとする場合に旧法第7条第1項（旧法第9条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄税務署長等に提出する届出書の様式は、第2号様式「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」とする。</u></p>	<p>(1) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書</p> <p>保存義務者（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「法」という。）第2条第4号（定義）に規定する保存義務者をいう。以下同じ。）が法第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用を受けようとする場合に<u>同法施行規則</u>（以下「規則」という。）第5条第1項の規定に基づき所轄税務署長等に提出する届出書の様式は、第1号様式「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」とする。</p> <p>(2) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書</p> <p>保存義務者が、法第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用をやめようとして、<u>所轄税務署長等にその旨を届け出る場合又は所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧法」という。）第4条若しくは第5条の承認を受けている国税関係帳簿書類について、電磁的記録等による保存等をやめようとする場合に、旧法第7条第1項（旧法第9条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄税務署長等に提出する届出書の様式は、第2号様式「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書</p> <p>保存義務者が、法第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用を受けようとして規則第5条第1項の規定に基づき所轄税務署長等に提出した届出書に記載した事項の変更をしようとする場合に同条第3項の規定に基づき所轄税務署長等に提出する届出書又は旧法第4条若しくは第5条の承認を受けている国税関係帳簿書類について、その承認を受けるために提出した申請書に記載した事項の変更をしようとする場合に旧法第7条第2項（旧法第9条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄税務署長等に提出する届出書の様式は、第3号様式「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」とする。</p>	<p>(3) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書</p> <p>保存義務者が、法第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用を受けようとする場合に規則第5条第1項の規定に基づき所轄税務署長等に提出した届出書に記載した事項の変更をしようとする場合又は旧法第4条若しくは第5条の承認を受けている国税関係帳簿書類について、その承認を受けるために提出した申請書に記載した事項の変更をしようとする場合に、旧法第7条第2項（旧法第9条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄税務署長等に提出する届出書の様式は、第3号様式「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」とする。</p>
<p>(4) <u>電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受ける旨の届出書</u></p> <p>保存義務者が重加算税の加重措置の不適用の特例（法第8条第5項（重加算税の加重措置）の規定の適用が不適用とされる特例をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする場合に規則第5条第6項の規定に基づき所轄税務署長に提出する届出書の様式は、第4号様式「<u>電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除（個人事業者）の適用を受ける旨の届出書</u>」とする。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(5) <u>電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除（個人事業者）の適用の取りやめの届出書</u></p> <p>保存義務者が重加算税の加重措置の不適用の特例の適用をやめよ</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>うとする場合に規則第5条第7項の規定に基づき所轄税務署長に提出する届出書の様式は、第5号様式「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除（個人事業者）の適用の取りやめの届出書」とする。</u></p> <p>(6) <u>電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例の届出の変更届出書</u></p> <p><u>保存義務者が重加算税の加重措置の不適用の特例の適用を受けようとして規則第5条第6項の規定に基づき所轄税務署長に提出した届出書に記載した事項の変更をしようとする場合に同条第8項の規定に基づき所轄税務署長に提出する届出書の様式は、第6号様式「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例の届出の変更届出書」とする。</u></p> <p>(7) <u>国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類）</u></p> <p>保存義務者が、法第4条第3項の規定により国税関係書類（以下「書類」という。）に係る電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えられている場合におけるその書類と同一の種類書類又は旧法第4条第3項の承認を受けている書類と同一の種類書類のうち、その基準日前に作成又は受領をした書類（一般書類を除く。）の電磁的記録によるスキャナ保存をする場合に、規則第2条第9項の規定に基づき所轄税務署長等に提出する届出書の様式は、第7号様式「国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類）」とする。</p> <p>(8) <u>国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書</u></p> <p>保存義務者が、旧法第4条の承認を受けている国税関係帳簿書類について、旧法第5条第3項の承認を受けようとする場合に、旧法</p>	<p>(新 設)</p> <p>(4) <u>国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類）</u></p> <p>保存義務者が、法第4条第3項の規定により国税関係書類（以下「書類」という。）に係る電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えられている場合におけるその書類と同一の種類書類又は旧法第4条第3項の承認を受けている書類と同一の種類書類のうち、その基準日前に作成又は受領をした書類（一般書類を除く。）の電磁的記録によるスキャナ保存をする場合に、規則第2条第9項の規定に基づき所轄税務署長等に提出する届出書の様式は、第4号様式「国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類）」とする。</p> <p>(5) <u>国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書</u></p> <p>保存義務者が、旧法第4条の承認を受けている国税関係帳簿書類について、旧法第5条第3項の承認を受けようとする場合に、旧法</p>

改正後	改正前
第9条において準用する旧法第6条第1項又は第2項の規定に基づき所轄税務署長等に提出する申請書の様式は、第8号様式「国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」とする。	第9条において準用する旧法第6条第1項又は第2項の規定に基づき所轄税務署長等に提出する申請書の様式は、第5号様式「国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」とする。

改正後

様式ID NTAITEZ200010020



国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書

年 月 日 提出

所轄外提出先		税務署長	提出理由	
提出先	E01	税務署長	法人番号	F02
フリガナ	E02		フリガナ	E04
名称(屋号)	E03		氏名又は代表者氏名	E05
住所又は居所【法人】 本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号	F05	電話番号	F07
	住所等	F06		
【法人】 代表者住所等	代表者電話番号	H09		
	住所等	H08		

1 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の種類並びに備付け及び保存に代える日  
(次に表示されている帳簿のほか、作成している場合にはその他の補助帳簿について記載する。)

帳簿の種類		備付け及び保存に代える日	帳簿の種類		備付け及び保存に代える日
根拠税法	名称等		根拠税法	名称等	
所得税法 G01	総勘定元帳	年 月 日	所得税法 G10	E08	年 月 日
法人税法 G02			法人税法 G11		
消費税法 G03	仕訳帳	年 月 日	消費税法 G12	E09	年 月 日
所得税法 G04			所得税法 G13		
法人税法 G05	E06	年 月 日	法人税法 G14	E10	年 月 日
所得税法 G06			所得税法 G15		
法人税法 G07	E07	年 月 日	法人税法 G16	E11	年 月 日
所得税法 G08			所得税法 G17		
法人税法 G09			法人税法 G18		

2 その他参考となるべき事項

(1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム(ソフトウェア)の概要

市販のソフトウェアのうちJIMAの認証を受けているもの	メーカー名	E12	商品名	E13
市販のソフトウェア	メーカー名	E14	商品名	E15
自己開発	委託開発の場合は委託先	E16		

(2) その他参考となる事項

税理士署名	R01			
税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年 月 日	備考

改正前

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書(優良)

税務署受付印

※整理番号

令和 年 月 日  税務署長殿 (河轄外税務署民)  税務署長殿 (規則第5条第4項において準用する規則第2条第10項の規定を適用して提出する理由)	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所 (電話番号 - - )
	(フリガナ) 名称(屋号)
	法人番号
	(フリガナ) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名
	(フリガナ) 代表者住所 (電話番号 - - )

法第8条第4項の規定の適用を受けたいので、規則第5条第1項の規定により届け出ます。

1 特例の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の種類並びに備付け及び保存に代える日  
(次に表示されている帳簿のほか、作成している場合にはその他の補助帳簿について記載する。)

帳簿の種類		備付け及び保存に代える日	帳簿の種類		備付け及び保存に代える日
根拠税法	名称等		根拠税法	名称等	
<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法 <input type="checkbox"/> 消費税法	総勘定元帳	年 月 日	<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法 <input type="checkbox"/> 消費税法		年 月 日
<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法			<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法		
<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法	仕訳帳	年 月 日	<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法		年 月 日
<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法			<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法		
<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法		年 月 日	<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法		年 月 日
<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法		年 月 日	<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 法人税法		年 月 日

2 その他参考となるべき事項

(1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム(ソフトウェア)の概要

市販のソフトウェアのうちJIMAの認証を受けているもの	
(メーカー名: )	商品名: )
<input type="checkbox"/> 市販のソフトウェア(メーカー名: )	
商品名: )	
<input type="checkbox"/> 自己開発(委託開発の場合は、委託先: )	

(2) その他参考となる事項

税理士署名	
処理欄	通信日付印 確認 入力年月日 入力担当者 番号確認(摘要)
	年 月 日 年 月 日

(1/1)

改正後	改正前
<p data-bbox="181 215 1126 295">「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」の記載要領</p> <p data-bbox="181 335 1126 566">この届出書は、特例国税関係帳簿（※）に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告書等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「法」といいます。）第8条第4項（（過少申告加算税の軽減措置）の規定（以下「本規定」といいます。）の適用を受けようとする場合に使用してください。</p> <p data-bbox="181 566 1126 758">なお、この届出書は適用を受けようとする税目に係る全ての特例国税関係帳簿を電子計算機を使用して作成する<u>国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第5条第4項[令和9年1月1日前は第5項]</u>の要件に従って保存する場合に提出することができます。</p> <p data-bbox="181 758 1126 877">※ 特例国税関係帳簿…規則第5条第1項（（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿）に規定する特例国税関係帳簿をいい、具体的には、以下のものをいいます。</p>	<p data-bbox="1126 215 2072 295">「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書<u>優良</u>」の記載要領</p> <p data-bbox="1126 335 2072 566">この届出書は、特例国税関係帳簿（※）に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告書等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「法」といいます。）第8条第4項（（過少申告加算税の軽減措置）の規定（以下「本規定」といいます。）の適用を受けようとする場合に使用してください。</p> <p data-bbox="1126 566 2072 678">なお、この届出書は適用を受けようとする税目に係る全ての特例国税関係帳簿を規則第5条第5項の要件に従って保存する場合に提出することができます。</p> <p data-bbox="1126 758 2072 1458">※ 特例国税関係帳簿…電子計算機を使用して作成する<u>国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第5条第1項（（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿）に規定する特例国税関係帳簿（所得税法施行規則第58条第1項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項（注）の記載に係るものに限ります。）、法人税法施行規則第54条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（手形（融通手形を除きます。）上の債権債務に関する事項、売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）、買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債務に関する事項、法人税法第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券（商品であるものを除きます。）に関する事項、同条第二十三号に規定する減価償却資産に関する事項、同条第二十四号に規定する繰延資産に関する事項、売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含みます。）その他収入に関する</u></p>

改 正 後	改 正 前				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>所得税法施行規則第 58 条第 1 項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項（注）の記載に係るものに限ります。）</u></li> <li>・ <u>法人税法施行規則第 54 条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（手形（融通手形を除きます。）上の債権債務に関する事項、売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）、買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債務に関する事項、法人税法第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券（商品であるものを除きます。）に関する事項、同条第二十三号に規定する減価償却資産に関する事項、同条第二十四号に規定する繰延資産に関する事項、売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含みます。）その他収入に関する事項及び仕入れその他経費（賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除きます。）に関する事項の記載に係るものに限ります。）</u></li> <li>・ <u>消費税法第 30 条第 7 項（仕入れに係る消費税額の控除）、第 38 条第 2 項（売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第 38 条の 2 第 2 項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿</u></li> </ul> <p>（注）（省 略）</p>	<p><u>事項及び仕入れその他経費（賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除きます。）に関する事項の記載に係るものに限ります。）又は消費税法第 30 条第 7 項（仕入れに係る消費税額の控除）、第 38 条第 2 項（売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第 38 条の 2 第 2 項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿</u>をいいます。</p> <p>（注）（同 左）</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 1417 562 1474">所得税に係る帳簿の種類</td> <td data-bbox="562 1417 1128 1474">財務大臣の定める取引に関する事項</td> </tr> </table>	所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1240 1417 1509 1474">所得税に係る帳簿の種類</td> <td data-bbox="1509 1417 2074 1474">財務大臣の定める取引に関する事項</td> </tr> </table>	所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項
所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項				
所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項				

改正後			改正前		
不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	①・② (省略) ③ 所得税法第2条第1項第19号(定義)に規定する減価償却資産及び同項第20号に規定する繰延資産(以下、本表において「減価償却資産等」といいます。)に関する事項 ④・⑤ (省略)		不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	①・② (同左) ③ 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産及び同項第20号に規定する繰延資産(以下、本表において「減価償却資産等」といいます。)に関する事項 ④・⑤ (同左)	
(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	
1 届出期限 (省略)			1 届出期限 (同左)		
2 提出先 (省略)			2 提出先 (同左)		
(削除)			3 提出部数 この届出書は、1部提出してください。 なお、本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿が国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている法人の法人税及び消費税に係る帳簿に該当する場合は2部提出してください。		
3 各欄の記載要領			4 各欄の記載要領		
項目	欄	記載要領	項目	欄	記載要領
-	提出理由	この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。	-	(規則第5条第4項において準用する規則第2条第10項の規定を適用して提出する理由)	本届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。
1	根拠税法	本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の保存義務等を規定している税法に「1」と記載してください。なお、本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿が、法人税法と消費税法(又は所得税法と消費税法)など複数の税法により保存義務等が規定されている特例国税関係帳簿である場合は、該当するそれぞれの税法に「1」と記載してください。	1	根拠税法	本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の保存義務等を規定している税法の文言の□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。なお、本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿が、法人税法と消費税法(又は所得税法と消費税法)など複数の税法により保存義務等が規定されている特例国税関係帳簿のときは、複数の税法の文言の□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)

改正後			改正前		
2	(1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム(ソフトウェア)の概要	「メーカー名」及び「商品名」の欄には、届出者が特例国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラムが、市販のものである場合には、そのプログラムがJIIMA認証を受けているかどうかの区分に応じ、そのメーカー名及び商品名を、自己開発の場合にはその旨を、委託開発の場合にはその委託先を記載してください。	2	(1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム(ソフトウェア)の概要	届出者が特例国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラムについて、該当する□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。  なお、( )内は、メーカー名及び商品名又は委託先を記載してください。
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)

改正後

様式ID NTAITEZ130010050



国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

年 月 日 提出

所轄外提出先		税務署長	提出理由				
提出先	F01	税務署長	【個人】フリガナ(屋号)	K03			
法人番号	F02		【個人】屋号	K04			
フリガナ	F03		【法人】フリガナ(代表者氏名)	H06			
氏名又は名称	F04		【法人】代表者氏名	H07			
住所又は居所【法人】 本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	住所等地	F06					
【法人】代表者住所	H08		代表者電話番号	H09	—	—	
<input type="checkbox"/> 年 月 日以後保存等を行う国税関係帳簿について、法第8条第4項の特例の適用を取りやめますので、規則第5条第2項の規定により届け出ます。 ・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日： 年 月 日							
<input type="checkbox"/> 年 月 日以後保存等を行う次の国税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、旧法第7条第1項の規定により届け出ます。							
1 電磁的記録等による保存等をやめようとする国税関係帳簿書類の種類等							
帳簿書類の種類	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	納税地等(上段)				
根拠税法 名称等	年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	保存場所(下段)				
	年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ					
	年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ					
	年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ					
	年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ					
2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由							
3 その他参考となる事項							
「旧法第4条第3項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の基となった書類の保存の状況」 ( <input type="checkbox"/> 保存している ・ <input type="checkbox"/> 廃棄した)							
税理士署名	R01						
通信日付印の年月日	F12	(西暦)年 月 日	備考				

改正前

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書  
 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

取りやめ

税務署受付印

令和 年 月 日	※整理番号	
(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地 (電話番号 — — )	(フリガナ)	
	名称(屋号)	
税務署長殿 (所轄外税務署長)	法人番号	
税務署長殿 (規則第5条第4項において準用する規則第2条第10項の規定を適用して提出する理由)	氏名 (法人の場合) 代表者氏名	
	(フリガナ) 代表者住所 (電話番号 — — )	
<input type="checkbox"/> 年 月 日以後保存等を行う特例国税関係帳簿について、法第8条第4項の特例の適用を取りやめますので、規則第5条第2項の規定により届け出ます。 ・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日： 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 年 月 日以後保存等を行う次の国税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、旧法第7条第1項の規定により届け出ます。		
1 電磁的記録等による保存等をやめようとする国税関係帳簿書類の種類等		
帳簿書類の種類	当初の承認を受けた年月日等	保存方法
根拠税法 名称等	年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ
	年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ
	年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ
	年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ
2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由		
3 その他参考となる事項		
「旧法第4条第3項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の基となった書類の保存の状況」 ( <input type="checkbox"/> 保存している ・ <input type="checkbox"/> 廃棄した)		
税理士署名		
※税務署処理欄	同時提出届出書 個人(消費)・資産・資料・法人(消費)・源泉 諸税・酒( )	回付先 管理運営 個人・資産・資料・法人・源泉 諸税・酒・局( )
通信日付印	確認	番号確認
年月日	入力年月日	入力担当者
年月日	年月日	番号確認(摘要)

(1/1)

改正後	改正前
<p>「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書」及び「国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」の記載要領</p> <p>この届出書は、次のいずれかの場合に使用してください。</p> <p>① 特例国税関係帳簿(※)に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム(以下「COM」といいます。)に記録された事項に関し修正申告等があった場合において電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「法」といいます。)第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の適用をやめようとして、税務署長(又は税関長)にその旨を届け出る場合。</p> <p>※ 特例国税関係帳簿…電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(以下「規則」といいます。)第5条第1項((軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿))に規定する特例国税関係帳簿をいい、具体的には、<u>以下のものをいいます。</u></p>	<p>「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書」及び「<u>国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書</u><u>取りやめ</u>」の記載要領</p> <p>この届出書は、次のいずれかの場合に使用してください。</p> <p>① (同 左)</p> <p>※ 特例国税関係帳簿…電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(以下「規則」といいます。)第5条第1項((軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿))に規定する特例国税関係帳簿(<u>所得税法施行規則第58条第1項(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(財務大臣の定める取引に関する事項(注)の記載に係るものに限り、)</u>、<u>法人税法施行規則第54条(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(手形(融通手形を除きます。)上の債権債務に関する事項、売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含まず。)</u>、<u>その他債権に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。)</u>、<u>買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含まず。)</u>、<u>その他債務に関する事項、法人税法第二条第二十一号(定義)に規定する有価証券(商品であるものを除きます。)</u>に関する事項、<u>同条第二十三号に規定する減価償却資産に関する事項、同条第二十四号に規定する繰延資産に関する事項、売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含まず。)</u>、<u>その他収入に関する事項及び仕入れその他経費(賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除きます。)</u>に関する事項の記載に係るものに限り、)又は消費税法第30条第7項(仕入れに係る消費税額の控除)、第38条第2項(売上に係る対価の返還等をした場</p>

改正後	改正前				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>所得税法施行規則第 58 条第 1 項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項（注）の記載に係るものに限ります。）</u></li> <li>・ <u>法人税法施行規則第 54 条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（手形（融通手形を除きます。）上の債権債務に関する事項、売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）、買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債務に関する事項、法人税法第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券（商品であるものを除きます。）に関する事項、同条第二十三号に規定する減価償却資産に関する事項、同条第二十四号に規定する繰延資産に関する事項、売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含みます。）その他収入に関する事項及び仕入れその他経費（賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除きます。）に関する事項の記載に係るものに限ります。）</u></li> <li>・ <u>消費税法第 30 条第 7 項（仕入れに係る消費税額の控除）、第 38 条第 2 項（売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第 38 条の 2 第 2 項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿</u>  （注）（省 略）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="264 1222 1081 1286"> <tr> <td data-bbox="264 1222 528 1286">所得税に係る帳簿の種類</td> <td data-bbox="528 1222 1081 1286">財務大臣の定める取引に関する事項</td> </tr> </table>	所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項	<p><u>合の消費税額の控除）、第 38 条の 2 第 2 項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿）をいいます。</u></p> <p>（注）（同 左）</p> <table border="1" data-bbox="1236 1222 2054 1286"> <tr> <td data-bbox="1236 1222 1500 1286">所得税に係る帳簿の種類</td> <td data-bbox="1500 1222 2054 1286">財務大臣の定める取引に関する事項</td> </tr> </table>	所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項
所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項				
所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項				

改正後		改正前	
不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	①・② (省略) ③ 所得税法第2条第1項第19号(定義)に規定する減価償却資産及び同項第20号に規定する繰延資産(以下、本表において「減価償却資産等」といいます。)に関する事項 ④・⑤ (省略)	不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	①・② (同左) ③ 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産及び同項第20号に規定する繰延資産(以下、本表において「減価償却資産等」といいます。)に関する事項 ④・⑤ (同左)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
② (省略)		② (同左)	
<b>1 届出期限</b>		<b>1 届出期限等</b>	
<p>法第8条第4項の過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨を届け出た特例国税関係帳簿について特例の適用をやめようとする場合又は旧法の承認を受けている帳簿書類について電磁的記録等による保存等をやめようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長等((注)参照)に提出してください。</p> <p>(注)1 届出者(保存義務者)が特例国税関係帳簿について、法第8条第4項の過少申告加算税の軽減措置の適用又は旧法の電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る国税の納税者であるときは、納税地を所轄する税務署長(その帳簿が消費税法上の事業者が保存しなければならないこととされるもののうち課税貨物の引取りに係る一定のもの又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年財務省令第25号)による改正前の電子計算機を使用して作成する<u>国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第2条(税関長が所轄庁となる場合)</u>に規定する帳簿のときは、納税地を所轄する税関長)となります。</p>		<p>(注)1 届出者(保存義務者)が特例国税関係帳簿について、法第8条第4項の過少申告加算税の軽減措置の適用又は旧法の電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る国税の納税者であるときは、納税地を所轄する税務署長(その帳簿が消費税法上の事業者が保存しなければならないこととされるもののうち課税貨物の引取りに係る一定のもの又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年財務省令第25号)による改正前の規則第2条に規定する帳簿のときは、納税地を所轄する税関長)となります。</p>	
2 (省略)		2 (同左)	
(削除)		3 <u>所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長(以下「所轄外税務署長」といいます。)</u> がある場合で、 <u>その所轄外税務署長が相当の理由があると認めたときには、当</u>	

改正後	改正前									
<p>(削除)</p> <p><b>2 提出先</b></p> <p>(1) <u>届出者が本規定の適用をやめようとする所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長</u></p> <p>(2) <u>所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めるとき 当該所轄外税務署長</u></p> <p><b>3 各欄の記載要領</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>また、<u>各項目の各欄について記載してください。</u></p> <table border="1" data-bbox="181 1182 1081 1442"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>欄</th> <th>記載要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二</td> <td>提出理由</td> <td><u>この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。</u></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>帳簿書類の種類</td> <td><u>根拠税法」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の保存義務等を規定している税法の名称を記載してください。</u>  <u>なお、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類が、法人税法と消費税法（又は所得税法と消費税法</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	欄	記載要領	二	提出理由	<u>この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。</u>	1	帳簿書類の種類	<u>根拠税法」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の保存義務等を規定している税法の名称を記載してください。</u> <u>なお、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類が、法人税法と消費税法（又は所得税法と消費税法</u>	<p><u>該所轄外税務署長を経由して提出することもできます（2(3)参照）。</u></p> <p>(2) <u>提出部数</u>  <u>この届出書は、1部提出してください。</u>  <u>なお、届出をしようとする帳簿書類が次に該当する場合は2部提出してください。</u></p> <p>① <u>国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている法人の法人税及び消費税に係る帳簿書類</u></p> <p>② <u>国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている製造場等の酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、電源開発促進税及び国際観光旅客税に係る帳簿書類</u></p> <p>(新設)</p> <p><b>2 各欄の記載要領</b></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>また、<u>項目1～3の各欄について記載してください。</u></p> <p>イ 「1 電磁的記録等による保存等をやめようとする国税関係帳簿書類の種類等」の各欄</p> <p>(イ) 「帳簿書類の種類」欄</p> <p>① 「<u>根拠税法」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の保存義務等を規定している税法の名称を記載してください。</u></p>
項目	欄	記載要領								
二	提出理由	<u>この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。</u>								
1	帳簿書類の種類	<u>根拠税法」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の保存義務等を規定している税法の名称を記載してください。</u> <u>なお、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類が、法人税法と消費税法（又は所得税法と消費税法</u>								

改 正 後		改 正 前
	<p>法)の複数の税法により保存義務等が規定されている帳簿書類のときは、「法人税法及び消費税法」(又は「所得税法及び消費税法」と記載してください。</p> <p>「名称等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の名称(名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項)を次のように記載してください。</p> <p>(記載例)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳</li> <li>2 仕訳帳(本店及び〇〇支店)、△△支店の売掛金元帳</li> <li>3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し</li> <li>4 注文書の写し(本店及び〇〇支店)、△△支店の領収書の写し</li> <li>5 注文書、納品書、見積書、請求書</li> <li>6 注文書(本店及び〇〇支店)、△△支店の納品書</li> </ol>	<p>なお、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類が、法人税法と消費税法(又は所得税法と消費税法)の複数の税法により保存義務等が規定されている帳簿書類のときは、「法人税法及び消費税法」(又は「所得税法及び消費税法」と記載してください。</p> <p>② 「名称等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の名称(名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項)を次のように記載してください。</p> <p>(記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 仕訳帳(本店及び〇〇支店)、△△支店の売掛金元帳</li> <li>3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し</li> <li>4 注文書の写し(本店及び〇〇支店)、△△支店の領収書の写し</li> <li>5 注文書、納品書、見積書、請求書</li> <li>6 注文書(本店及び〇〇支店)、△△支店の納品書</li> </ol>
当初の承認を受けた年月日等	電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。	<p>(ロ) 「当初の承認を受けた年月日等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。</p>
保存方法	<p>電磁的記録による保存等をやめようとする場合は「電磁的記録」の、COMによる保存等をやめようとする場合は「COM」の、スキャナによる保存をやめようとする場合は「スキャナ」の文言の前の□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。</p> <p>なお、旧法第5条第3項(電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更)の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、旧法第4条第1項(帳簿の場合)又は第2項(書類の場合)の承認も併せて取りやめるときは、「電磁的記録」及び「COM」の両方の文言の前の□(チェック欄)にレ印を付すとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に旧法第4条の承認年月日と旧法第5条第3項の承認年月日を併記してください。</p>	<p>(ハ) 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存等をやめようとする場合は「電磁的記録」の、COMによる保存等をやめようとする場合は「COM」の、スキャナによる保存をやめようとする場合は「スキャナ」の文言の前の□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。</p> <p>なお、旧法第5条第3項(電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更)の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、旧法第4条第</p>
納税地等(上段)及び保存場所(下段)	電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る納税地等及び保存媒体の保存場所を記載してください。	

改正後		改正前
2	電磁的記録等による保存等をやめようとする理由	電磁的記録等による保存等をやめようとする理由を記載してください。
3	その他参考となる事項	旧法第4条第3項の承認を受けている書類について電磁的記録の保存をやめようとする場合は、当該電磁的記録の基となった書類の保存の状況について対応する□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。 なお、基となった書類を一部でも廃棄している場合は、「廃棄した」にチェックしてください。
【注意事項】		【注意事項】
1 (省略) 2 (省略)		1 (同左) 2 (同左)
(削 除)		(3) 「(規則第5条第4項において準用する規則第2条第10項の規定を適用して提出する理由)」欄 この届出書を所轄外税務署長を経由して提出する場合に、所轄外税務署長を経由して提出する理由を記載してください。

改正後

様式ID NTAITEZ140010040



国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

年 月 日 提出

所轄外提出先		税務署長	提出理由	
提出先	F01	税務署長	【個人】フリガナ(屋号)	K03
法人番号	F02		【個人】屋号	K04
フリガナ	F03		【法人】フリガナ(代表者氏名)	H06
氏名又は名称	F04		【法人】代表者氏名	H07
住所又は居所【法人】本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号	F05	電話番号	F07
	住所等	F06		
【法人】代表者住所	H08		代表者電話番号	H09

次の事項を変更することとしたので、規則第5条第3項の規定により届け出ます。  
旧法第7条第2項の規定により届け出ます。  
 《注意事項》規則第5条第3項の規定により届け出る場合は、項目1について記載は必要ありません。

1 変更しようとする事項に係る国税関係帳簿書類の種類等

帳簿書類の種類 根拠税法 名称等	変更しようとする日 (当初の承認を受けた年月日等)	保存方法 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	納税地等(上段)	
			保存場所(下段)	
	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		
	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		
	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		

2 変更しようとする事項及び変更の内容

変更事項	変更の内容
	「特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日： 年 月 日」

3 その他参考となる事項

「システム変更の場合に、旧法第4条第3項の規定により保存している電磁的記録を変更後のシステムに移行することの可否」( 可・否 )

税理士署名	R01
通信日付印の年月日	(西暦)年 月 日 備考

改正前

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書  
 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

変更

※整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿  
(所轄外税務署長)

税務署長殿  
(規則第5条第4項において準用する規則第2条第10項の規定を適用して提出する理由)

(フリガナ)住所又は居所(法人の場合)本店又は主たる事務所の所在地	(電話番号 - - )
(フリガナ)名称(屋号)	
法人番号	
(フリガナ)氏名(法人の場合)代表者氏名	
(フリガナ)代表者住所(法人の場合)	(電話番号 - - )

次の事項を変更することとしたので、規則第5条第3項の規定により届け出ます。  
旧法第7条第2項の規定により届け出ます。  
 《注意事項》規則第5条第3項の規定により届け出る場合は、項目1について記載は必要ありません。

1 変更しようとする事項に係る国税関係帳簿書類の種類等

帳簿書類の種類 根拠税法 名称等	変更しようとする日 (当初の承認を受けた年月日等)	保存方法 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	納税地等(上段)	
			保存場所(下段)	
	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		
	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		
	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		

2 変更しようとする事項及び変更の内容

変更事項	変更の内容
	「特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日： 年 月 日」

3 その他参考となる事項

「システム変更の場合に、旧法第4条第3項の規定により保存している電磁的記録を変更後のシステムに移行することの可否」( 可・否 )

税理士署名

同時提出届出書	回付先	整理簿
個人(消費)・資産・資料・法人(消費)・源泉 諸税・酒( )	管理運営 個人・資産・資料・法人・源泉 諸税・酒・局( )	
通信日付印 確認	入力年月日	入力担当者 番号確認 (摘要)
年 月 日	年 月 日	

改正後	改正前
<p>「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書」及び「国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」の記載要領</p> <p>この届出書は、次のいずれかの場合に使用してください。</p> <p>① 特例国税関係帳簿（※）に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクروفイルム（以下「COM」といいます。）に記録された事項に関し修正申告等があった場合において電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「法」といいます。）第8条第4項（（過少申告加算税の軽減措置））の適用を受ける旨の届出書に記載した事項の変更をしようとして、税務署長（又は税関長）にその旨を届け出る場合。</p> <p>※ 特例国税関係帳簿…電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第5条第1項（（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿））に規定する特例国税関係帳簿をいい、具体的には、<u>以下のものをいいます。</u></p>	<p>「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書」及び「国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書<u>変更</u>」の記載要領</p> <p>この届出書は、次のいずれかの場合に使用してください。</p> <p>① （同 左）</p> <p>※ 特例国税関係帳簿…電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第5条第1項（（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿））に規定する特例国税関係帳簿（<u>所得税法施行規則第58条第1項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項（注）の記載に係るものに限ります。）</u>）、<u>法人税法施行規則第54条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（手形（融通手形を除きます。）上の債権債務に関する事項、売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）</u>）、<u>買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）</u>）その他債務に関する事項、<u>法人税法第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券（商品であるものを除きます。）に関する事項、同条第二十三号に規定する減価償却資産に関する事項、同条第二十四号に規定する繰延資産に関する事項、売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含みます。）</u>）その他収入に関する事項及び仕入れその他経費（賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除きます。）に関する事項の記載に係るものに限ります。）又は</p>

改正後	改正前								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>所得税法施行規則第 58 条第 1 項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項（注）の記載に係るものに限ります。）</u></li> <li>・ <u>法人税法施行規則第 54 条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（手形（融通手形を除きます。）上の債権債務に関する事項、売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）、買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債務に関する事項、法人税法第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券（商品であるものを除きます。）に関する事項、同条第二十三号に規定する減価償却資産に関する事項、同条第二十四号に規定する繰延資産に関する事項、売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含みます。）その他収入に関する事項及び仕入れその他経費（賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除きます。）に関する事項の記載に係るものに限ります。）</u></li> <li>・ <u>消費税法第 30 条第 7 項（仕入れに係る消費税額の控除）、第 38 条第 2 項（売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第 38 条の 2 第 2 項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿）</u></li> </ul> <p>(注) (省 略)</p>	<p><u>消費税法第 30 条第 7 項（仕入れに係る消費税額の控除）、第 38 条第 2 項（売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第 38 条の 2 第 2 項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿）</u>をいいます。</p> <p>(注) (同 左)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 1337 562 1401">所得税に係る帳簿の種類</th> <th data-bbox="562 1337 1120 1401">財務大臣の定める取引に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1401 562 1474">不動産所得を生ずべき業務につき備</td> <td data-bbox="562 1401 1120 1474">①・② (省 略) ③ 所得税法第 2 条第 1 項第 19 号 (定義) に</td> </tr> </tbody> </table>	所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項	不動産所得を生ずべき業務につき備	①・② (省 略) ③ 所得税法第 2 条第 1 項第 19 号 (定義) に	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1238 1337 1507 1401">所得税に係る帳簿の種類</th> <th data-bbox="1507 1337 2069 1401">財務大臣の定める取引に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1238 1401 1507 1474">不動産所得を生ずべき業務につき備</td> <td data-bbox="1507 1401 2069 1474">①・② (同 左) ③ 所得税法第 2 条第 1 項第 19 号に規定する</td> </tr> </tbody> </table>	所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項	不動産所得を生ずべき業務につき備	①・② (同 左) ③ 所得税法第 2 条第 1 項第 19 号に規定する
所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項								
不動産所得を生ずべき業務につき備	①・② (省 略) ③ 所得税法第 2 条第 1 項第 19 号 (定義) に								
所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項								
不動産所得を生ずべき業務につき備	①・② (同 左) ③ 所得税法第 2 条第 1 項第 19 号に規定する								

改正後		改正前	
え付ける帳簿	規定する減価償却資産及び同項第 20 号に規定する繰延資産（以下、本表において「減価償却資産等」といいます。）に関する事項 ④・⑤（省略）	え付ける帳簿	減価償却資産及び同項第 20 号に規定する繰延資産（以下、本表において「減価償却資産等」といいます。）に関する事項 ④・⑤（同左）
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
② （省略）		② （同左）	
1 届出期限		1 届出期限等	
届出書等に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ所轄税務署長等（（注）参照）に提出してください。		(1) 届出期限 （同左）	
(注) 1 届出者（保存義務者）が変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る国税の納税者であるときは、納税地を所轄する税務署長（その帳簿が消費税法上の事業者が保存しなければならないこととされるもののうち課税貨物の引取りに係る一定のもの又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 25 号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第 2 条（税関長が所轄庁となる場合）に規定する帳簿のときは、納税地を所轄する税関長）となります。		(注) 1 届出者（保存義務者）が変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る国税の納税者であるときは、納税地を所轄する税務署長（その帳簿が消費税法上の事業者が保存しなければならないこととされるもののうち課税貨物の引取りに係る一定のもの又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 25 号）による改正前の規則第 2 条に規定する帳簿のときは、納税地を所轄する税関長）となります。	
2 （省略） （削除）		2 （同左） 3 <u>所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めるときには、当該所轄外税務署長を経由して提出することもできます（2(5)参照）。</u>	
(削除)		(2) 提出部数 <u>この届出書は、1 部提出してください。</u> なお、届出しようとする帳簿書類が次に該当する場合は 2 部提出してください。 ① <u>国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている法人の法人税及び消費税に係る帳簿書類</u>	

改正後	改正前						
<p><b>2 提出先</b></p> <p>(1) <u>届出者が本規定の適用を受けている所得税(源泉所得税に係る所得税を除きます。)、法人税及び消費税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長</u></p> <p>(2) <u>所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長(以下「所轄外税務署長」といいます。)がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めるとき 当該所轄外税務署長</u></p> <p><b>3 各欄の記載要領</b></p> <p>(削 除)</p> <p>(1) <u>特例国税関係帳簿について、法第8条第4項の過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるために提出した届出書に記載した事項の変更をしようとする場合</u> (省 略)</p> <p>(2) <u>旧法により電磁的記録等による保存等の承認を受けている帳簿書類について、申請書(申請書に添付した書類を含みます。)に記載した事項(帳簿書類の種類を除きます。)の変更をしようとする場合</u> (省 略)</p> <p><u>また、各項目の各欄について記載してください。</u></p> <p>※ (省 略)</p> <table border="1" data-bbox="210 1299 1115 1407"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>欄</th> <th>記載要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二</td> <td>提出理由</td> <td><u>この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	欄	記載要領	二	提出理由	<u>この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。</u>	<p>② <u>国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている製造場等の酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、電源開発促進税及び国際観光旅客税に係る帳簿書類</u></p> <p>(新 設)</p> <p><b>2 各欄の記載要領</b></p> <p>(1) <u>届出・申請本文の欄</u></p> <p>① <u>特例国税関係帳簿について、法第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の適用を受けるために提出した届出書に記載した事項の変更をしようとする方</u> (同 左)</p> <p>② <u>旧法により電磁的記録等による保存等の承認を受けている帳簿書類について、申請書(申請書に添付した書類を含みます。)に記載した事項(帳簿書類の種類を除きます。)の変更をしようとする方</u> (同 左)</p> <p>(2) <u>「1 変更しようとする事項に係る国税関係帳簿書類の種類等」の各欄</u></p> <p>※ (同 左)</p> <p>イ <u>「帳簿書類の種類」欄</u></p> <p>① <u>「根拠税法」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存義務等を規定している税法の名称を記載してください。</u></p>
項目	欄	記載要領					
二	提出理由	<u>この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。</u>					

改正後		改正前
1	<p>帳簿書類の種類</p> <p>「根拠税法」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存義務等を規定している税法の名称を記載してください。</p> <p>なお、変更しようとする事項に係る帳簿書類が、法人税法と消費税法（又は所得税法と消費税法）の複数の税法により保存義務等が規定されている帳簿書類のときは、「法人税法及び消費税法」（又は「所得税法及び消費税法」）と記載してください。</p> <p>「名称等」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項）を次のように記載してください。</p> <p>（記載例）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳</li> <li>2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳</li> <li>3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し</li> <li>4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し</li> <li>5 注文書、納品書、見積書、請求書</li> <li>6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書</li> </ol> <p>変更しようとする日（当初の承認を受けた年月日等）</p> <p>帳簿書類の電磁的記録等による保存等を変更しようとする日を記載してください。</p> <p>また、括弧内には、その帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。</p> <p>保存方法</p> <p>変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の、COMによる保存の場合は「COM」の、スキャナによる保存の場合は「スキャナ」の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。</p> <p>納税地等（上段）及び保存場所（下段）</p> <p>変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る納税地等及び保存媒体の保存場所を記載してください。</p>	<p>なお、変更しようとする事項に係る帳簿書類が、法人税法と消費税法（又は所得税法と消費税法）の複数の税法により保存義務等が規定されている帳簿書類のときは、「法人税法及び消費税法」（又は「所得税法及び消費税法」）と記載してください。</p> <p>② 「名称等」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項）を次のように記載してください。</p> <p>（記載例）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳</li> <li>2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳</li> <li>3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し</li> <li>4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し</li> <li>5 注文書、納品書、見積書、請求書</li> <li>6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書</li> </ol> <p>ロ 「変更しようとする日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、帳簿書類の電磁的記録等による保存等を変更しようとする日を記載してください。</p> <p>また、括弧内には、その帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。</p> <p>ハ 「保存方法」欄は、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の、COMによる保存の場合は「COM」の、スキャナによる保存の場合は「スキャナ」の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。</p> <p>ニ 「納税地等（上段）保存場所（下段）」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る納税地等及び保存媒体の保存場所を記載してください。</p>

改 正 後		改 正 前	
2	変更しようとする事項及び変更の内容	<p>それぞれの申請書又は届出書により申請又は届出した内容について、変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載してください。</p> <p>特に、規則第5条第3項の規定により届け出る場合は、次の事項を記載してください。</p> <p>① 新たに特例国税関係帳簿の対象となる帳簿の備付け及び保存を開始したことにより、規則第5条第3項の規定により届け出る場合は、その帳簿の名称とその帳簿の備付け及び保存に代える日を記載してください。</p> <p>(記載例) 売上帳 令和5年1月1日以後備付け</p> <p>② 「特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日」には、適用を受ける旨の届出書を提出日した日を記載してください。</p>	<p>(3) 「2 変更しようとする事項及び変更の内容」の欄</p> <p>それぞれの申請書又は届出書により申請又は届出した内容について、変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載してください。</p> <p>特に、規則第5条第3項の規定により届け出る場合は、次の事項を記載してください。</p> <p>イ 新たに特例国税関係帳簿の対象となる帳簿の備付け及び保存を開始したことにより、規則第5条第3項の規定により届け出る場合は、その帳簿の名称とその帳簿の備付け及び保存に代える日を記載してください。</p> <p>(記載例) 売上帳 令和5年1月1日以後備付け</p> <p>ロ 「特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日」欄に、適用を受ける旨の届出書を提出日した日を記載してください。</p>
3	その他参考となる事項	<p>旧法第7条第2項の規定により届け出る場合で該当する方は、次の事項を記載してください。</p> <p>① システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存をすることとした場合には、要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿書類の種類及び残りの保存期間を記載してください。</p> <p>② システム変更を行い、旧法第4条第3項の規定により保存している電磁的記録を変更前のシステムから変更後のシステムに移行することの可否について対応する□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。</p>	<p>(4) 「3 その他参考となる事項」欄</p> <p>旧法第7条第2項の規定により届け出る場合で該当する方は、次の事項を記載してください。</p> <p>イ システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存をすることとした場合</p> <p>要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿書類の種類及び残りの保存期間を記載してください。</p> <p>ロ システム変更を行い、旧法第4条第3項の規定により保存している電磁的記録を変更前のシステムから変更後のシステムに移行することの可否について対応する□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。</p> <p>(5) 「(規則第5条第4項において準用する規則第2条第10項の規定を適用して提出する理由)」欄</p> <p>この届出書を所轄外税務署長を経由して提出する場合に、所轄外税務署長を経由して提出する理由を記載してください。</p>

改正後

改正前

様式ID NTAITEZ201010010



電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受ける旨の届出書

年 月 日 提出

所轄外提出先			税務署長	提出理由		
提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ	F03			フリガナ	H06	
名称又は屋号	F04			氏名又は代表者氏名	H07	
住所又は居所【法人】	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—
本店又は主たる事務所の所在地	住所等	F06				
【法人】代表者住所等	代表者電話番号	H09	—	—		
	住所等	H08				

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受けたいので、規則第5条第6項及び消規則第27条の2第4項の規定により届出書を提出します。

(※)個人事業者が75万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、「所得税の青色申告承認申請書」を提出する必要があります(既に提出している場合を除きます。)

1 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用する特定電子計算機処理システム(ソフトウェア)の概要及びその特定電子計算機処理システム(ソフトウェア)を事業の用に供した日

(1) 市販のソフトウェア  
(複数のソフトウェアを組み合わせて適用を受けようとする場合、全てのソフトウェアを記載する。)

事業供用日	元号				メーカー名	商品名	JTIMA認証の有無	
	年	月	日	元号			有無	
N01					E01	E02	G01	
N02					E03	E04	G02	
N03					E05	E06	G03	
N04					E07	E08	G04	

(2) 市販のソフトウェア以外(自己開発又は委託開発)

事業供用日	元号				自己開発・委託開発	委託開発の場合は委託先
	年	月	日	元号		
N05					G05	E09

2 上記1以外の参考となる事項

税理士署名 R01

税務署整理欄 通信日付印の年月日 F12 (西暦)年 月 日 備考

(新設)

改 正 後

改 正 前

「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受ける旨の届出書」の記載要領

(新 設)

この届出書は、電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」といいます。）第8条第5項（（重加算税の加重措置）及び消費税法第59条の2第1項（（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）の規定の不適用の特例並びに所得税の75万円の青色申告特別控除の適用を受けようとする場合に使用してください。

本規定の適用を受けようとする場合、その電磁的記録が特定電磁的記録であって、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「電子帳簿保存法規則」といいます。）第5条第5項（（特定電磁的記録の保存要件）の要件を満たして保存している必要があります。

なお、電子帳簿保存法規則第5条第5項の要件を満たすためには、国税庁長官の定める基準に適合したシステムを使用する必要があります。

- (注) 1 上記の特定電磁的記録については、電磁的記録の保存が行われた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限り、
- 2 上記の「国税庁長官の定める基準に適合したシステム」とは、次の表のいずれかの電磁的記録で特定電磁的記録に該当するものを、電子帳簿保存法規則第5条第5項各号に掲げる要件を満たして保存することができる機能を有したシステムをいいます。

電磁的記録の種類
消費税法第30条第9項第三号（仕入れに係る消費税額の控除）に規定する仕入明細書又は同法第57条の4第1項（適格請求書発行事業者の義務）に規定する適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に係る電磁的記録 ※ デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス（「Standard Invoice JP PINT」又は「JP Self-Billing」）をいいます。
金融機関等（預金保険法第2条第1項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいいます。）のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、当該金融機関等が行う当該預金口座又は貯金口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録 ※ 金融機関等の預金口座における決済データをいいます。

- 3 個人事業者の場合、電子帳簿保存法第8条第5項及び消費税法第59条の2第1項の規定の不適用の特例は令和8年分の所得税及び消費税から、所得税の75万円の青色申告特別控除は令和9年分の所得税から適用が開始されますのでご注意ください。なお、令和8年分の所得税について電子帳簿保存法第8条第5項及び消費税法第59条の2第1項の規定の不適用の特例の適用を受けるためにこの届出書を提出した場合には、令和9年分の所得税について所得税の75万円の青色申告特別控除の適用を受けるために、あらためてこの届出書を提出する必要はありません。

1 届出期限

本規定の適用を受けようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長に提出してください。なお、適用を受けようとする所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税に係る法定申告期限までに、この届出書を所轄税務署長に提出した場合には、あらかじめ、届出書を提出したものと取り扱います。

2 提出先

- (1) 届出者が本規定の適用を受けようとする所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長
- (2) 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めたとき 当該所轄外税務署長

3 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
-	提出理由	この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。

改正後			改正前		
1	(1) 市販のソフトウェア	<p>「J I I M A 認証の有無」の欄には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェアが J I I M A 認証を受けている場合は「1」、受けていない場合は「2」と記載してください。</p> <p>※ この届出書には、電子帳簿保存法規則第 5 条第 5 項の要件を満たすために使用しているシステムを全て記載する必要があります。したがって、例えば、Peppol インボイスに対応した電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）が 1 つのシステムにならず、発行の機能と受領の機能が別々のシステムとなっていた場合には、それらを全て記載してください。</p> <p>同様に、例えば、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）と国税関係帳簿を作成するシステム（帳簿作成ソフト等）が別々の場合には、それらを全て記載してください。</p>			
	(2) 市販のソフトウェア以外 (自己開発又は委託開発)	<p>「自己開発・委託開発」の欄には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェアが自己開発である場合は「1」、委託開発の場合は「2」と記載してください。</p> <p>なお、委託開発の場合は、「委託開発の場合は委託先」の欄に、その委託先を記載してください。</p>			
2	上記 1 以外の参考となる事項	上記 1 以外に参考となる事項があれば記載してください。			

改正後

改正前

様式ID NTAITEZ131010010



電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る加重算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用の取りやめの届出書

年 月 日 提出

所轄外提出先		税務署長	提出理由				
提出先	F01	税務署長	【個人】フリガナ(職称)	K03			
法人番号	F02		【個人】屋号	K04			
フリガナ	F03		【個人】フリガナ(代表者氏名)	H06			
氏名又は名称	F04		【法人】代表者氏名	H07			
住所又は居所【法人】本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	住所地等	F06					
【法人】代表者住所	H08		代表者電話番号	H09	—	—	

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る加重算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を取りやめますので、規則第5条第7項の規定及び消規則27条の2第5項により届出書を提出します。

・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日： 年 月 日

その他参考となる事項

税理士署名	R01			
税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年 月 日	備考

(新設)

改 正 後

改 正 前

「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用の取りやめの届出書」の記載要領

(新 設)

この届出書は、電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録に記録された事実に関し期限後申告等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第8条第5項（重加算税の加重措置）及び消費税法第39条の2第1項（電磁的記録に記録された事実に関する重加算税の特例）の規定の不適用の特例並びに所得税の75万円の青色申告特別控除の適用をやめようとして、税務署長にその旨を届け出る場合に使用してください。

1 届出期限

本規定の適用をやめようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長に提出してください。

2 提出先

- (1) 届出者が本規定の適用をやめようとする所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます）、法人税及び消費税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長
- (2) 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めたとき 当該所轄外税務署長

3 各欄の記載要領

欄	記載要領
提出理由	この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。
特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日	本規定の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。 ※ この届出書を提出した日の属する年分以後の年分については、既に提出された上記の特例の適用を受ける旨の届出書は、その効力を失い、本規定の適用を受けることはできません。
その他参考となる事項	本規定の適用をやめようとする理由、その他参考となる事項があれば記載してください。

改 正 後

改 正 前

様式ID NTAITEZ141010010



電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る  
重加算税の加重措置の不適用の特例の届出の変更届出書

年 月 日 提出

所轄外 提出先			税務署長	提出理由		
提出先	F01		税務署長	【個人】フリガナ (番号)	K03	
法人番号	F02			【個人】 屋号	K04	
フリガナ	F03			【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は 名称	F04			【法人】 代表者氏名	H07	
住所又は居所 【法人】 本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
	住所等	F06				
【法人】 代表者住所	H08		代表者 電話番号	H09	—	—

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例の適用に関して、次の事項を変更することとしたので、規則第5条第8項及び消規則第27条の2第6項の規定により届出書を提出します。

・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

1 変更しようとする事項及び変更の内容（新たな特定電子計算機処理システム（ソフトウェア）の導入）

(1) 市販のソフトウェア（複数のソフトウェアを組み合わせて適用を受けようとする場合、全てのソフトウェアを記載する。）

変 更 事 項	新たなソフトウェアに係る情報		
	メーカー名	商品名	JTMA認証の有無
新たなソフトウェアの導入			

(2) 市販のソフトウェア以外（自己開発又は委託開発）

変 更 事 項	自己開発・委託開発	委託開発の場合は委託先
新たなソフトウェアの開発		

2 変更しようとする事項及び変更の内容（新たな特定電子計算機処理システム（ソフトウェア）の導入以外）

変 更 事 項	変 更 内 容

3 その他参考となる事項

税理士署名	R01					
税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考

(新 設)

改正後

改正前

「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る  
重加算税の加重措置の不適用の特例の届出の変更届出書」の記載要領

(新設)

この届出書は、電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第8条第5項（重加算税の加重措置）及び消費税法第9条の2第1項（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）の規定の不適用の特例の適用を受ける旨の届出書に記載した事項の変更をしようとして、税務署長にその旨を届け出る場合に使用してください。

1 届出期限

届出書に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ所轄税務署長に提出してください。

2 提出先

- (1) 届出者が本規定の適用を受けている所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長
- (2) 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めるとき 当該所轄外税務署長

3 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
-	提出理由	この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合には、その理由を記載してください。
	特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日	本規定の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。
1	(1) 市販のソフトウェア（複数のソフトウェアを組み合わせて適用を受けようとする場合、全てのソフトウェアを記載する。）	「J I I M A 認証の有無」の欄には、新たに導入する電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェアが J I I M A 認証を受けている場合は「1」、受けていない場合は「2」と記載してください。 ※ この届出書には、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第5項の要件を満たすために使用しているシステムを全て記載する必要があります。したがって、例えば、Peppolインボイスに対応した電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）が1つのシステムになっておらず、発行の機能と受領の機能が別々のシステムとなっていた場合には、それらを全て記載する必要があります。同様に、例えば、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）と国税関係帳簿を作成するシステム（帳簿作成ソフト等）が別々の場合には、それらを全て記載する必要があります。
	(2) 市販のソフトウェア以外（自己開発又は委託開発）	「自己開発・委託開発」の欄には、新たに開発する電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェア自己開発である場合は「1」、委託開発の場合は「2」と記載してください。 なお、委託開発である場合は、「委託開発の場合は委託先」の欄に、その委託先を記載してください。
2	変更しようとする事項及び変更の内容（新たな特定電子計算機処理システム（ソフトウェア）の導入以外）	本規定の適用を受ける旨の届出書に記載した事項について、上記1以外の変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載してください。
3	その他参考となる事項	その他参考となる事項があれば記載してください。



改正後			改正前		
「国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書」の記載要領			「国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書 <del>過去書類</del> 」の記載要領		
(省 略)			(同 左)		
1 届出期限 (省 略)			1 届出期限 (同 左)		
2 提出先 (省 略)			2 提出先 (同 左)		
(削 除)			3 提出部数 この届出書は、1部提出してください。 なお、届出をしようとする書類が次に該当する場合は2部提出してください。 ① 国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている法人の法人税及び消費税に係る書類 ② 国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている製造場等の酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、電源開発促進税及び国際観光旅客税に係る書類		
3 各欄の記載要領			4 各欄の記載要領		
項目	欄	記載要領	項目	欄	記載要領
-	提出理由	(省 略)	-	(規則第2条第10項の規定を適用して提出する理由)	(同 左)
1	(省 略)	(省 略)	1	(同 左)	(同 左)
			2	その他参考となる事項	



改 正 後

様式ID NTA0VFX100020010



国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の  
電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

年 月 日 提出

所轄外提出先		税務署長	提出理由	
提出先	F01	税務署長	【個人】フリガナ (屋号)	K03
法人番号	F02		【個人】 屋号	K04
フリガナ	F03		【個人】フリガナ (代表者氏名)	H06
氏名又は 名称	F04		【法人】 代表者氏名	H07
住所又は居所 【法人】 本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	F05	電話番号	F07
	住所地等	F06		
【法人】 代表者住所	H08		代表者 電話番号	H09

2 承認を受けようとする国税関係帳簿書類の作成・保存に使用する電子計算機の概要

区 分	メーカ名	機種名	台数	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
パソコン・プリンタ・ その他( )			台	
パソコン・プリンタ・ その他( )			台	
パソコン・プリンタ・ その他( )			台	
パソコン・プリンタ・ その他( )			台	
パソコン・プリンタ・ その他( )			台	

3 承認を受けようとする国税関係帳簿書類の作成・保存に使用するプログラム(ソフトウェア)の概要

区 分 (プログラムの内容)	① 市販プログラム	② 市販プログラム以外	①の場合はメーカー住所 ②の場合は所有者住所
	メーカ名	商品名等 所有者名等	
自己開発・委託開発・市販 ( )			
自己開発・委託開発・市販 ( )			
自己開発・委託開発・市販 ( )			
自己開発・委託開発・市販 ( )			
自己開発・委託開発・市販 ( )			
自己開発・委託開発・市販 ( )			

4 所轄外税務署長を経由して提出する理由(旧法第6条第6項の規定を適用しようとする場合)

5 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた国税関係帳簿書類の種類及びその年月日(この申請に係る国税関係帳簿書類について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合)

区 分	対象となった帳簿書類の種類		届出書の提出 通知書の受理	年月日
	根拠税法	名称等		
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日

6 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間

① 保存期間のうち保存期間の初日から( )が経過した日以後の期間

② 保存期間の全期間

改 正 前

2 承認を受けようとする国税関係帳簿書類の作成・保存に使用する電子計算機の概要

区 分	メーカ名	機種名	台数	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
パソコン・プリンタ・ その他( )			台	
パソコン・プリンタ・ その他( )			台	
パソコン・プリンタ・ その他( )			台	
パソコン・プリンタ・ その他( )			台	
パソコン・プリンタ・ その他( )			台	

3 承認を受けようとする国税関係帳簿書類の作成・保存に使用するプログラム(ソフトウェア)の概要

区 分 (プログラムの内容)	① 市販プログラム	② 市販プログラム以外	①の場合はメーカー住所 ②の場合は所有者住所
	メーカ名	商品名等 所有者名等	
自己開発・委託開発・市販 ( )			
自己開発・委託開発・市販 ( )			
自己開発・委託開発・市販 ( )			
自己開発・委託開発・市販 ( )			
自己開発・委託開発・市販 ( )			
自己開発・委託開発・市販 ( )			

4 所轄外税務署長を経由して提出する理由(旧法第6条第6項の規定を適用しようとする場合)

5 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた国税関係帳簿書類の種類及びその年月日(この申請に係る国税関係帳簿書類について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合)

区 分	対象となった帳簿書類の種類		届出書の提出 通知書の受理	年月日
	根拠税法	名称等		
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日

6 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間

① 保存期間のうち保存期間の初日から( )が経過した日以後の期間

② 保存期間の全期間

(2/4)

改 正 後

様式ID NTAOVTX100030010



国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の  
電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

年 月 日 提出

所轄外提出先		税務署長	提出理由	
提出先	F01	税務署長	【商】フリガナ(番号)	K03
法人番号	F02		【個人】屋号	K04
フリガナ	F03		【法】フリガナ(代表者氏名)	H06
氏名又は名称	F04		【法人】代表者氏名	H07
住所又は場所【法人】本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号	F05	電話番号	F07
	住所等地	F06		
代表者住所	H08	代表者電話番号	H09	

7 財務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置

《注意事項》

- 旧法第4条第1項（国税関係帳簿の電磁的記録による保存等）の承認を受けている国税関係帳簿について承認を受けようとする場合は、①から③に掲げる事項について記載する必要があります。
- 旧法第4条第2項（国税関係書類の電磁的記録による保存）の承認を受けている国税関係書類について承認を受けようとする場合は、④及び⑦から⑩に掲げる事項について記載する必要があります。ただし、「6 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」で①を選択した場合は、⑤及び⑥に掲げる事項についても記載する必要があります。

1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（旧規則第3条第1項第1号イ関係）

データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。

データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。

上記以外の方法による。

※ 該当する場合のみ記載してください。

ただし、入力日から〔 〕日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程等でこの旨を定める。）。

2) 追加入力した事実の確認に関する措置（旧規則第3条第1項第1号ロ関係）

入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。

入力データに個々のデータを特定することができる情報（一連番号、伝票番号、その他（ ））を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。

上記以外の方法による。

3) 国税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（旧規則第3条第1項第2号関係）

一連番号、伝票番号、その他（ ）により国税関係帳簿間の関連性を確認することができる。

上記以外の方法による。

4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（旧規則第3条第1項第3号関係）

次の区分に応じて、①～④の書類を備え付ける。※電子計算機処理を他の者に委託する場合は③を除く。

自己が開発したプログラムを使用する場合（委託開発したプログラムを含む。）…①、②、③、④

上記以外のプログラム（市販のプログラム）を使用する場合……………③、④

① システムの概要を記載した書類

② システムの開発に際して作成した書類

③ システムの操作説明書

④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（電子計算機処理を他の者に委託する場合にはその委託に係る契約書等）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（旧規則第3条第1項第4号関係）

電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

改 正 前

7 財務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置

《注意事項》

- 旧法第4条第1項（国税関係帳簿の電磁的記録による保存等）の承認を受けている国税関係帳簿について承認を受けようとする場合は、①から③に掲げる事項について記載する必要があります。
- 旧法第4条第2項（国税関係書類の電磁的記録による保存）の承認を受けている国税関係書類について承認を受けようとする場合は、④及び⑦から⑩に掲げる事項について記載する必要があります。ただし、「6 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」で①を選択した場合は、⑤及び⑥に掲げる事項についても記載する必要があります。

1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（旧規則第3条第1項第1号イ関係）

データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。

データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。

上記以外の方法による。

※ 該当する場合のみ記載してください。

ただし、入力日から〔 〕日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程等でこの旨を定める。）。

2) 追加入力した事実の確認に関する措置（旧規則第3条第1項第1号ロ関係）

入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。

入力データに個々のデータを特定することができる情報（一連番号、伝票番号、その他（ ））を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。

上記以外の方法による。

3) 国税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（旧規則第3条第1項第2号関係）

一連番号、伝票番号、その他（ ）により国税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。

上記以外の方法による。

4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（旧規則第3条第1項第3号関係）

次の区分に応じて、①～④の書類を備え付ける。※電子計算機処理を他の者に委託する場合は③を除く。

自己が開発したプログラムを使用する場合（委託開発したプログラムを含む。）…①、②、③、④

上記以外のプログラム（市販のプログラム）を使用する場合……………③、④

① システムの概要を記載した書類

② システムの開発に際して作成した書類

③ システムの操作説明書

④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（電子計算機処理を他の者に委託する場合にはその委託に係る契約書等）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（旧規則第3条第1項第4号関係）

電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

改正後

様式ID NTA0VTX100040010



国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の  
電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

年 月 日 提出

所轄外提出先		税務署長	提出理由	
提出先	F01	税務署長	【個人】フリガナ(屋号)	K03
法人番号	F02		【個人】屋号	K04
フリガナ	F03		【法人】フリガナ(代表者氏名)	H06
氏名又は名称	F04		【法人】代表者氏名	H07
住所又は居所【法人】本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号 F05	—	電話番号 F07	—
	住所地等 F06			
代表者住所【法人】	H08	代表者電話番号 H09	—	—

6) 検索機能の確保に関する措置 (旧規則第3条第1項第5号、第3条第2項関係)

主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿書類名
<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置 (旧規則第4条第1項第1号関係)

次の書類を備付ける

① COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

② 保存義務者(又は保存義務者が法人の場合には、事務責任者)の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び氏名、COMの作成責任者の氏名、COMの作成年月日が記載された書類

8) COMの索引簿の備付けに関する措置 (旧規則第4条第1項第2号、第4条第2項関係)

帳簿書類の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。

索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。

上記以外の方法による。

9) COMの索引の出力に関する措置 (旧規則第4条第1項第3号関係)

COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。

10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置 (旧規則第4条第1項第4号関係)

COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置 (旧規則第4条第1項第5号関係)

※ 次の措置をとらうとする場合は、(5)又は(6)についても記載してください。

上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。

上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。

上記以外の方法による。

8) その他参考となる事項

改正前

国税関係帳簿書類の保存等に関する措置 (国税関係帳簿の保存等にも該当)

6) 検索機能の確保に関する措置 (旧規則第3条第1項第5号、第3条第2項関係)

主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿書類名
<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置 (旧規則第4条第1項第1号関係)

次の書類を備付ける

① COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

② 保存義務者(又は保存義務者が法人の場合には、事務責任者)の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び氏名、COMの作成責任者の氏名、COMの作成年月日が記載された書類

8) COMの索引簿の備付けに関する措置 (旧規則第4条第1項第2号、第4条第2項関係)

帳簿書類の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。

索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。

上記以外の方法による。

9) COMの索引の出力に関する措置 (旧規則第4条第1項第3号関係)

COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。

10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置 (旧規則第4条第1項第4号関係)

COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置 (旧規則第4条第1項第5号関係)

※ 次の措置をとらうとする場合は、(5)又は(6)についても記載してください。

上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。

上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。

上記以外の方法による。

8) その他参考となる事項

添付書類

- 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 (市販のプログラムを使用する場合は不要)
- 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し等)
- 記載事項を補充するために必要となる書類その他参考となるべき書類 (操作マニュアル等)

改正後	改正前
<p>「国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」の記載要領等</p> <p>(省 略)</p> <p>1 申請期限 (省 略)</p> <p>2 提出先 (省 略)</p> <p>(削 除)</p> <p><b>3 添付書類</b> この申請書を提出する際には、申請書に次の添付書類を1部添付してください。</p> <p>① <u>電子計算機処理システムの概要を記載した書類(市販のプログラムを使用する場合は不要)</u></p> <p>② <u>電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し等)</u></p> <p>③ <u>記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類(操作マニュアル等)</u></p>	<p>「国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」<u>中途</u>」の記載要領等</p> <p>(同 左)</p> <p>1 申請期限 (同 左)</p> <p>2 提出先 (同 左)</p> <p><b>3 提出部数</b> <u>この申請書は、1部提出してください。</u> <u>なお、承認を受けようとする帳簿書類が次に該当する場合は2部提出してください。</u></p> <p>① <u>国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている法人の法人税及び消費税に係る帳簿書類</u></p> <p>② <u>国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている製造場等の酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、電源開発促進税及び国際観光旅客税に係る帳簿書類</u></p> <p><b>4 添付書類</b> この申請書を提出する際には、申請書<u>末尾</u>に記載の添付書類を1部添付してください。</p>

改正後

4 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
1～4	(省略)	(省略)
5	(省略)	(省略)
	根拠税法 名称等	旧法により電磁的記録による保存等の承認を受けていた帳簿書類のうち、取りやめをした又は取消しを受けた帳簿書類の保存義務等を規定している税法の名称及び帳簿書類の名称を記載してください。
	届出書の提出等年月日	旧法により電磁的記録による保存等の承認を受けていた帳簿書類について、取りやめの届出書を提出した年月日又は取消し通知を受けた年月日を記載してください。
6・7	(省略)	(省略)

改正前

なお、上記3によって申請書を2部提出する場合、いずれか一方の申請書に1部添付してください。

5 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
1～4	(同左)	(同左)
5	(同左)	(同左)
	根拠税法 名称等	取りやめをした又は取り消しを受けた帳簿書類の保存義務等を規定している税法の名称及び帳簿書類の名称を記載してください。
	届出書の提出等年月日	取りやめの届出書を提出した年月日又は取消し通知を受けた年月日を記載してください。
6・7	(同左)	(同左)
8	その他参考となる事項	